

令和2年5月25日

保護者の皆様

横浜市教育委員会  
横浜市立中川中学校  
校長 安藤 位彦

## 6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分にとった上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

### 1 段階的な学校再開について

#### (1) 日程

- ・ 第一期 6月1日(月)～12日(金)  
※ 開港記念日の6月2日(火)も授業を行う予定です。  
分散登校による少人数での半日程度の短時間授業
- ・ 第二期 6月15日(月)～30日(火)  
昼食あり、学級での全日での授業(45分授業)の開始  
※ この期間、部活動等は実施しません。

#### (2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- ・ こまめな換気の徹底
  - ・ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
  - ・ 近距離での会話や大声での発声への配慮
  - ・ 飛沫飛散防止のためのマスク着用  
\*マスクに関しては、6月1日に文部科学省より配付された布製マスクを配りますが、ご自宅で用意されているマスク(色指定なし、手作りでも可)をご利用ください
  - ・ 手洗い等の励行を指導
- など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行います。

### 2 第一期の分散登校について

- 感染予防のため、再開にあたっては、学級等を2つのグループに分ける分散登校とします。
- グループごとの在校は半日程度を上限とします。
- 分散登校の仕方は、次のとおりとします。
  - ・ 一学級で出席番号を奇数番号、偶数番号の2つに分けて、午前と午後に分けて登校します。
  - ・ 個別支援学級については、全員午前登校とします。

一学級を出席番号順で午前午後に分けた

○6月1日（月）～6月5日（金）

曜日	月	火	水	木	金
	出席番号順登校				
午前		『奇数番号登校』	『偶数番号家庭学習』		
午後		『偶数番号登校』	『奇数番号家庭学習』		

○6月8日（月）～6月12日（金）

曜日	月	火	水	木	金
	出席番号順登校				
午前		『偶数番号登校』	『奇数番号家庭学習』		
午後		『奇数番号登校』	『偶数番号家庭学習』		

○第一期時程（ただし、6月1日は学活のみ行いますので、午前は10:40下校、午後は15:10下校となります。）

	午前時程	午後時程	授業
登校時間	8:30	13:00	
朝学活	8:30～8:40	13:00～13:10	健康観察含む
1校時	8:50～9:20	13:20～13:50	
2校時	9:30～10:00	14:00～14:30	
3校時	10:10～10:40	14:40～15:10	
4校時	10:50～11:20	15:20～15:50	
帰り学活（連絡のみ）	11:20～11:25	15:50～15:55	
下校	11:25	15:55	

### 3 持ち物等について

6月1日は、筆記用具、ノート、この日に提出となっている課題（学習記録表）、バッグ等  
6月2日以降の授業内容については、1日に連絡いたします。

### 4 昼食について

中学校の昼食（ハマ弁を含む）は、第二期の6月15日（月）から開始します。

### 5 生徒の健康状態の把握について

学校再開にあたり、生徒の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、**体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）**の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察表を登校時に持たせてください。（健康観察表は6月1日に渡します。ですから、6月1日登校の際はご自宅で検温してから登校してください。）

なお、登校後、生徒の発熱を確認した場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じますので、ご承知おきください。

### 6 その他

- 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いします。また、生徒の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。

- 第一期は個別支援学級（全学年）の生徒のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合、「緊急受入れ」を実施します。なお、緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。
- 7月以降の授業の実施や長期休業期間（夏季、冬季、学年末）の扱い等については、改めてお知らせします。